



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 か ど や 製 油 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 澤 二 郎
(JASDAQ・コード番号:2612)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 管 理 部 長 水 戸 優
(電話:03-3492-5545)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月28日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第9条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木曜日)
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成21年6月25日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 9 条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、当社は<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。<u>以下同じ。</u>）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い等および手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に<u>記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に<u>記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>	<p><削 除></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p><削 除></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い等および手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 <u>13</u> 条 ～ 第 <u>42</u> 条 （条文省略）</p> <p>（期末配当金）</p> <p>第 <u>43</u> 条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に<u>記載または記録された株主または登録株式質権者</u>に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>（中間配当金）</p> <p>第 <u>44</u> 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に<u>記載または記録された株主または登録株式質権者</u>に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 <u>45</u> 条 （条文省略）</p> <p><新 設></p>	<p>第 <u>12</u> 条 ～ 第 <u>41</u> 条 （現行どおり）</p> <p>（期末配当金）</p> <p>第 <u>42</u> 条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>（中間配当金）</p> <p>第 <u>43</u> 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 <u>44</u> 条 （現行どおり）</p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

以 上